

JAS

木質ペレット燃料－第 16 部： 灰溶融挙動の測定方法

JAS 0030-16 : 2026

(JPA)

令和 8 年 6 月 15 日 制定

日本農林規格調査会 審議

(日本規格協会 発行)

主 務 大 臣：農林水産大臣 制定：令和 8.6.15

官 報 掲 載 日：令和 8.6.15

原 案 作 成 者：一般社団法人日本木質ペレット協会

(〒110-0016 東京都台東区台東 3-12-5 クラシックビル TEL 03-5812-4473)

審 議 委 員 会：日本農林規格調査会

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課基準
認証室（〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1）にご連絡ください。

なお、日本農林規格は、日本農林規格等に関する法律の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本農林
規格調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 一般	1
5 試薬	3
6 装置	4
7 試験雰囲気	5
8 校正チェック	5
9 手順	6
9.1 灰の調製	6
9.2 試験柱の成形	6
9.3 操作（又は特性温度の決定）	7
10 性能特性	7
11 試験報告書	7
附属書 A（規定）形状係数の定義	8
附属書 B（参考）性能データ	9
附属書 C（参考）特性温度の例	11
参考文献	12
附属書 JA（参考）JAS と対応国際規格との対比表	13
解 説	16

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第4条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本木質ペレット協会（JPA）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を制定すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が制定した日本農林規格である。これによって、**JAS 0030:2023** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

木質ペレット燃料— 第 16 部：灰溶融挙動の測定方法

Wood pellet fuel—Part 16: Determination of ash melting behaviour

序文

この規格は、2020 年に第 1 版として発行された **ISO 21404** を基とし、適用範囲を非産業用（住宅用及び業務用）の木質ペレット燃料に限定するため、技術的内容を変更して作成した日本農林規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表に変更事項に係る説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、非産業用（住宅用及び業務用）の木質ペレット燃料に対する灰溶融挙動の特性温度を測定する方法について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 21404:2020, Solid biofuels—Determination of ash melting behaviour (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JAS 0030-2 木質ペレット燃料—第 2 部：用語

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0030-2** による。

4 一般

木質ペレット燃料からの灰は、酸化雰囲気（ 815 ± 10 ）℃に制御された温度条件の下で調製される。この灰を均質化し、調製した灰から直立の円柱試験体（以下、試験柱という。）を作製する。試験柱を一定速度で昇温して連続的に観測し、形状に変化が生じる温度（特性温度）を記録する。

注記 1 815℃は、**JAS 0030-1** の表 1 の注 ^{b)} の調整条件である。